



ナピちゃん



ナポくん

やまとの安全

CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION

電子マネーを騙し取る

架空請求詐欺が発生!!

CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION

2月に入り、奈良県内において、「インターネットサイト利用料金の未払い」の内容を記載するメールを送りつけ、電子マネーを騙し取る手口の架空請求詐欺が2件発生しています。

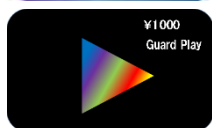
また、同様の手口による相談も多数ありますので、ご注意ください。

手口の内容

- ① 犯人が、被害者の携帯電話に「インターネットサイト利用料金の未払い」の内容を記載したメールを送りつけ、被害者から問い合わせ先の電話番号に連絡させる。
- ② 被害者が「身に覚えがない」旨を申し立てると、犯人は「●月●日から登録されており、料金が未納のため、●●円払ってください。支払わない場合は裁判になります。」と被害者に告げる。
- ③ 被害者が支払い方法を確認すると、犯人は「電子マネーカードを買って、記載されている番号を教えてください。」と言って、被害者が購入した電子マネーカードの番号を入手し、電子マネーを騙し取る。



【重要】会員登録の本納料金が発生しております。本日中にご連絡なき場合は、法的手続きに移行します。カスタマーサービス0110-260129 (Received: 12/11/19)



電子マネー 番号教えて 答えはNO!

コンビニエンスストアをはじめ、レンタルビデオ店やドラッグストア、スーパーマーケットなどでも販売されている電子マネーカード（プリペイドカード・ギフトカード）は、特殊詐欺の送金手段として悪用されています。

電子マネーカードは、インターネットのサービスや通信販売の料金等を支払うために便利なカードですが、詐欺の犯人はそれを巧妙に利用しています。

電子マネーカードは、カードを受け取った人が、自分で番号を確認して入力するのが本来の使い方ですので、相手が「電子マネーカードを買って、番号を教えてください」と言ったら、詐欺を疑ってください。

被害防止のポイント

手口を知る・誰かに相談する

特殊詐欺被害は高齢の方だけではなくありません。この手口では、若い方も被害に遭われています。

このような詐欺被害に遭わないためには、まず、「手口を知る」ことが重要です。家族・友人・近所の方など、多くの方にこの手口を教えてください。

また、身に覚えのない請求があれば、必ず家族や警察など、誰かに相談しましょう。



特殊詐欺被害防止の合言葉

電話口 お金の話 それは詐欺

平成31年2月19日
奈良県警察本部
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)